

国分寺市障害者基幹相談支援センター  
令和6年度相談支援スキルアップ研修 支援者向け虐待防止研修

## 強度行動障害の状態にある方への支援

～支援者としての基本姿勢と支援のポイント～

＜虐待防止と身体拘束の禁止に向けたとりくみ＞

2024年12月13日

社会福祉法人 嬉泉  
大田区立こども発達センターわかばの家  
施設長 沼倉実

### 1. 障害者虐待防止について

## (1) 障害者への虐待

- 「障害者虐待」の行為については、以下の5つの行為に分類されている

～虐待をしている自覚、  
虐待をされている自覚は問わない～

- ① 身体的虐待(叩く、殴る、蹴る、つねる、火傷を負わせる、溺れさせる、正当な理由がない身体拘束等)
- ② 放棄・放置(食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、閉じ込める、通院・受診させない等)

③ 心理的虐待(脅し、侮辱、無視、威圧的態度、嫌がらせ等で精神的に苦痛を与える、他者への暴力を見せる他者との差別等)

④ 性的虐待(性交、性器への接触又は触らせる、裸にする、わいせつな映像を見せる等)

⑤ 経済的虐待(本人の同意なしに年金・賃金・財産や預貯金を処分する、日常生活に必要な金銭を渡さない、金銭を使わせない、等)

## (2) 障害者虐待防止法

- 2012年10月「障害者虐待の防止、障害者擁護者に対する支援等に関する法律」施行  
「障害者虐待」を虐待の主体に着目して  
以下の3つに分類。
  - ① 養護者による障害者虐待
  - ② 障害者福祉施設従事者等(障害者施設や障害福祉サービス事業所の職員)による障害者虐待
  - ③ 使用者による障害者虐待

### \* 虐待防止の対応

- 何人も障害者を虐待してはならない。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した人(障害者虐待の疑いに気がついた人)は、市町村等へ速やかに **通報する義務**がある(通報者の保護を含む)
- 通報先などの具体的スキームを定める
- 施設等の設置者に、障害者虐待防止の措置を義務付ける

## 事業所の調査状況から

- ①教育・知識・介護技術等に関する問題
- ②職員のストレスや感情コントロールの問題
- ③倫理観や理念の欠如
- ④虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ
- ⑤人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ

## 事業所で行うことの例

- 虐待防止に関するポスターの掲示
- 虐待防止責任者、虐待防止マネージャーの設置
- 虐待防止委員会の設置と運用
- 虐待防止指針の作成
- 職員への虐待防止の周知
- 虐待防止チェックリストの活用
- 事故報告・ヒヤリハットの活用

## 事業所で行うことの例

- 虐待防止マニュアルの整備、通報のフローチャートなどの虐待発見時の対応手順明示
  - 苦情解決体制の整備
  - 職員の心身の状態の把握と対応
  - 職員研修の実施
  - 運営規定に明示
  - 第三者の目を入れる その他
- \* 身体拘束等の適正化の取り組み**

## (3) 身体拘束等の適正化の推進

- 全ての人には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利がある
- 身体拘束は・・・
  - ①障害者の能力や権利を奪うことにつながる行為
  - ②本人の尊厳を侵害、身体的・精神的な弊害
  - ③家族にも大きな精神的負担
  - ④職員のモチベーション・支援技術の低下

## \* 身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束の廃止は、本人の尊厳を回復し、悪循環を止める、虐待防止において欠くことの出来ない取り組み
- 緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならない

①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。想定される場合は、個別支援計画に記載し、利用者等の承諾を得ておく。

②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

④従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

## 身体拘束等の適正化のための体制整備に向けた チェックリスト①

### 身体拘束等を行う場合の必要事項の記録

- 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している
- ※利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急をやむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない

### 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下、身体拘束適正化委員会という)の定期的な開催・検討結果の周知徹底

- 身体拘束適正化委員会を設置している
- ※事業所の規模に応じて、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置及び虐待防止委員会と一体的に設置・運営も可能である
- 身体拘束適正化委員会を定期的(最低年1回以上)に開催している
- 身体拘束適正化委員会の構成員の責務及び役割分担が明確である
- 身体拘束適正化委員会の構成員は事業所に従事する幅広い職種により構成している

令和3年度障害者総合推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」(PwC)

## 身体拘束等の適正化のための体制整備に向けた チェックリスト②

### 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下、身体拘束適正化委員会という)の定期的な開催・検討結果の周知徹底(続き)

- 身体拘束適正化委員会には、第三者や専門家(医師(精神科専門医等)、看護職員等)を活用するよう努めている
- 身体拘束適正化委員会では、身体拘束等についての報告するための様式を整備している
- 身体拘束適正化委員会は、職員より報告された事例を集計・分析し、当該事例の適正性と適正化策を検討している
- ※職員は、身体拘束の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、身体拘束等について報告する
- ※事例の分析にあたっては、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめる
- 身体拘束適正化委員会で報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底している
- 身体拘束適正化委員会では、適正化策を講じた後に、その効果について検証している

令和3年度障害者総合推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」(PwC)

## 身体拘束等の適正化のための体制整備に向けた チェックリスト③

### 職員への研修の実施

- 身体拘束等の適正化の研修を定期的に(年1回以上)実施している
- 新規採用時には、必ず身体拘束等の適正化の研修を実施している
- 研修の実施内容の記録を行っている

### 身体拘束等の適正化のための指針の整備

- 指針には以下を盛り込んでいる
  - ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
  - イ 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項
  - ウ 身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針
  - エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
  - オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
  - カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
  - キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

令和3年度障害者総合推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」(PwC)

## 2. 強度行動障害の状態に ある方の支援について



## (1) 行動障害の背景となるもの

### 行動障害の捉え方

～困った末に、いた仕方なく起こしていることが多い～

\*自閉症の人たちは、ともすれば行動障害の部分を取り上げられやすい。その行為に本人なりの理由があっても、周囲の人が困る行動である場合、まず止めさせることに注目が集まりやすい。

→意味・理由について考慮してもらいにくい。

\*行動障害の前提となるパニック（精神的な興奮）について考えると、自閉症特有のこだわりや偏った理解によっておこされた言動が、結果としてあまり社会的でない行為として出現することが多い。

→行動自体を制限される機会も多い。

\*制止の仕方が一方的・抑圧的だとパニックにつながる。

→パニックがエスカレートして、そのエネルギーが自分や他者に向けられ、攻撃行動として表れる。

## 自閉症の人の 社会参加のしにくさ

これまでの生活歴において、本人と周囲との関係の歪みから生じてくる不利な状態（生きにくさ）が長年にわたり続いている人が多い

- 多数派の人たちの常識や価値観との違い
- 無理解や誤解
- 絶えない注意や叱責
- 頼れる存在のなさ、孤立、強い不安状態



### 本人にとってのさらなる困難な状況へ

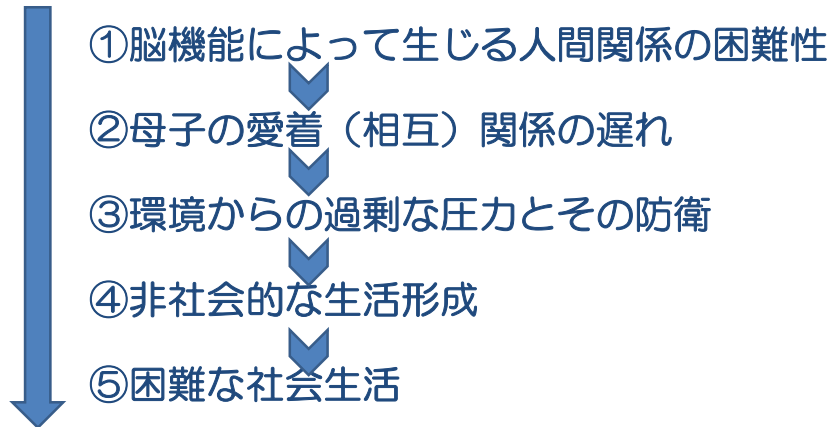
- ・ 対人被害感や他者への攻撃的な言動
- ・ 空想世界への没頭、こだわり、頑固
- ・ さまざまに困難な精神症状…

### 障害特性からくる生活上の困難さ

- ・ 困った時に人に助けを求められない。
- ・ 人の話が聞けない、分からない、自分でうまく話せない。
- ・ 他人からの叱責を受けやすい『できなさ』を指摘され続けてきた。『出来ていること』が評価されにくい。  
→ 極端に低い自己評価、歪んだ自己認知
- ・ 気になること、不安になることが多い。
- ・ 本人の困惑や苦勞を分かってもらえない。  
→ 過剰なストレスを重ねやすい。

## 自閉症の人がたどりやすい人生の困難な道筋

(石井、2008)



## 自閉症の人との 関わりから感じること

- 人に気を遣い、緊張することが多い。そのため心身ともに疲れやすい
- 不安が強い。他人は想像もしないところに不安や脅威を感じやすく、容易に解消できない  
(今までの経験から、失敗すること、できないことへの過度の不安がある。安心して居られるまでに時間がかかる)
- わかることや納得できることには、誠実に真摯に取り組む
- 本人が安心、安定できると、振る舞いや人への関わり方が変わってくる  
(認識の中に人や周囲の状況が入ってくる、見えてくる。できることが増える。)

## (2) 行動障害のとらえ方

### 行動障害の見取り

- 本人の内的な心身の状態、環境、人間関係、時空間等の様々な条件の絡み合い。
  - ・ 人によって原因や誘因が異なる。
  - ・ その時々で条件で原因や誘因が変化する。
  
- コミュニケーションが苦手な表現の仕方のバリエーションが少ない自閉症の人たちには慎重な洞察が必要。
  - ・ たとえば、同じように見える自傷行為でも・・・  
先の見通しがつかずに不安な精神状態である / お腹が痛くてつらい状態である

## ①行動障害の原因・誘因についての 仮説の見立て

- 行動障害の状態の人は特に不安定で過敏な状態におかれているため、ポイントを外した関わりはさらなる行動障害の誘因となることもある。
- 自閉症の人たちのものの見方や考え方、感覚が一般的なものと違っていることが多い。



支援者は自分の持っていない感覚にも留意して、幅広い見地や可能性から適切な観察と洞察をもとに仮説を立てなければならない。

## ②二次的障害に関して

～かかわる際の注意～

- 対人関係のあり方により、行動障害などの出現、やり方が変わることが多い
- 迷惑度もさることながら、周囲の人の気持ちを苛つかせる意味合いの強さ
- 本人の意図が伝わりにくい表現方法
- 独特な認知、記憶の仕方との関連

## ＊本来の行動の意味（例）

- ・訴えとして
- ・表現力の弱さ、伝わらないもどかしさ
- ・手持ちぶさた
- ・頼るものがない不安定さ
- ・自暴自棄の状態
- ・自律困難
- ・身体的症状

## ＊推測される本人の状態（例）

基本的には  
困っている  
どうにかしたい

表現したいけれど、出来ない  
伝わらない  
どうにもならない  
方法がわからない  
理解できなくて不安  
納得できない  
支えてほしい・助けてほしい  
自信がない  
嫌なことを思い出した……  
etc.

## \* 推測される本人の状態（例）

非常に過敏になっている

- ・気持ちを動かされることに対する防衛や不安
- ・気になって仕方がない
- ・焦る

本人にも自分の気持ちの動きがわからない

- ・漠然とした不安や不満の処理（イライラ）
- ・頼りたいー頼れない
- ・近づきたいー近づけない
- ・興奮...

## \* 対応する支援者の状態（例）

同様の心理状態に陥ることがよく観察される



実際の表現

怒る、強制する、動かす、隔離する  
見張る（過敏）、やる気をなくす・あきらめる  
不安定な精神状態、もどかしさ  
胃潰瘍、うつ状態・・・etc

## \*両者間に起こりやすい状態（例）

- ・互いに安心感がない、対していて緊張する
- ・互いに脅かされる
- ・プライドのぶつかり合い
- ・本当はやりたくないことを、思わずやってしまう
- ・互いに自分を見失う
- ・興奮・焦り・・・発想が狭くなる、奇異な行動
- ・互いに見張りあう、互いに離れてしまう
- ・力の押し合いになる

⇒さらにこじれた行動障害を

生み出す可能性大

### 対応の基本姿勢

- ◆物理的に制止することにとどめ、行動障害を起こしてしまったことから対応上発生する関係の悪化を避ける。
- ◆混乱するような状況の説明を分かりやすくする。
- ◆気持ちの代弁をし、気持ちの整理を手伝い、支えるような働きかけを行う
- ◆刺激との調整役を行う。
- ◆本人の起こすにいたった気持ちの変化の読み取りを最優先する。



### (3) 支援のポイント

### (3) 支援のポイント

- 安心できる状況づくり、関係づくり  
→自己肯定出来る体験、人に認められる体験を積む
- 自己認知や現実認知をすすめる。  
→納得を取り付け、現実状況へつなぐ環境の調整
- 過ごし方を身につける  
→これをしていればなんとかなるもの
- 新たな状況や場面への挑戦  
→選択を求める、変化への対応を求め教える

## 生活の安定の原点

\*安心して生活するための配慮

\*安心感の持てる人間関係

\*自発的に行える活動の保障と支援

自閉症者にとって・・・と考えた場合に想定されることは？

## 嬉泉の療育支援実践から

◇療育支援のねらい ①～④を段階的に

- ①人への安心感をもつ
- ②人に対応する力を育てる
- ③自発性、主体性を発揮する
- ④自己統制力を育てる

⇒個別の支援方針につながる大事な視点

## 初期段階での支援の内容

### ■安心して過ごせる生活の保障

\* 刺激への過敏さ、状況への混乱、こだわり等のことから起因する不安定さに対し



環境的に工夫して、刺激に混乱することが少なく、分かりやすい状況を作ること  
で、関わりを持ちやすくするための刺激の制限

- 関わる人の限定
- 日課の活動を一定にし、複雑化を避ける。
- 気になってしまう物・人の出入りなど少ない生活空間

## ■安心できる人間関係の形成

\*人への認識を変える。

→信頼、依存、人との安らぎ

\*気持ちの整理を手伝い、支えるような関係

→本人の刺激との間の調整役

①過敏さや、気持ちの変化が行動障害に反射的に結びついてしまっている場合は一対一の対応で事前に察知して手を打てる体制をとる。

②そのうえで他害、物の破壊など周囲の生活に多大な影響のあるものについては制止する。

## ■自発的に行える活動の保障

\*行動障害に結びつきやすい状態

- 生活に見通しが持てない。
- 能力に見合った活動ができないことで能動性が阻害される。
- 現実感のない自己の感覚的な過ごし方
- 過去の失敗体験から等から人への働き掛けや状況への自己防衛が強く、対応に不安を強く感じたり、緊張・興奮から行動障害に結びつきやすい。

↓

自発性を引き出し、現実につなげていく活動の支援は、健康な精神状態を保つ。対人関係の整理、理解には欠かせない。

- ①活動や日課を設定するときに、既成の活動や能力という枠よりも自発性を引き出しやすいものを用意。本人の理解の中で選択したり、決めることを通してお互いの意思疎通、納得が得られるとより良い。
- ②日課の内容、時間の枠をゆるやかに取る。この段階では、理解や意欲があっても、不安や緊張などのストレスが強く、気持ちが動くまでに時間がかかったり、納得せずに動いてしまい不満をもつなどのことが想定される。
- ③活動自体に付随する様々な刺激の中で挫折してしまわないように前述の要素を取り入れた進め方。

## 支援の第二段階

### ■初期の支援段階で

- 人や状況に対しての自己防衛が弱まることで、人の援助を受け入れた生活ができる。
- ストレスに対して行動障害を起こすのではなく、人との関係で対処していくことの土台が培われる。

### ■支援の次の段階として

- 人への信頼・依存関係を基にして対象者の自律的な力を伸ばしていく段階に移行。
- 初期の段階で、刺激の制限や関係調整によって保たれていた部分を本人の力で保つことができるような方向づけをする。
  - 自我機能の強化、自己認知、環境認知  
自己統制

## 第2段階のポイント

- ①初期の段階の関わりを基本とするが、刺激の制限を緩めていく。
- ②支援員を頼りにして気持ちのコントロールができる状況であれば、多少のストレスがかかって意識的に刺激にさらす。
- ③そこで、不安や不満な気持ち起きないように状況を整えてしまうのではなく、行動障害でない表現を引き出すように安心感を与えたり、気持ちを支える支援をする。

- ④行動障害への評価の伝え方は、目標の遂行やプライドを尊重した努力目標として提示する。
- ⑤活動は、本人の努力の方向を認め、自信となり広がっていくことを目的としたものを取り入れる。

## 第2段階の支援の展開

- ストレスに対する耐性がつき、理解しやすい表現が身に着くと、本人への支援が般化していく。そのことが生活の広がりにつながる。
  - それまでの自己防衛的な関係のあり方に変化がでてくる。関係の改善、再構築が家族や地域社会という広がりを持って進んでいくことを期待する。  
↓
- \* そのことが行動障害を起こさない生活に繋がる。

## (4) 支援者としての基本姿勢

相手にとってまずは安心できる存在になる。  
そのためにも

- ① 刺激体としての自分を意識する。
- ② 相手にとって分かりやすい態度や言動を心がける。
- ③ 支援者としての一定の態度を保つ。相手に対する好意を持ち続ける。
- ④ 相手の言動を表面的に捉え、一方的に決めつけるようなことは避ける。

## 支援者としての基本姿勢-2

- ⑤本人の主体性を尊重する。
- ⑥本人との関わりを重ねながら、その人が周囲の人や物事をどのように捉え、そのように対応して暮らしているかを素直に捉える。本人や周囲の人や物事の「橋渡し役」になる。
- ⑦困難な事態が生じた場合は、一人で抱え込まずに支援者自身がアドバイスをうけること。また本人を取り巻く関係者が共通理解をもちながら、協働していく。

→支援者としての自分を振りかえる  
ことが必要

## 支援の考え方の例 行動障害の見取りのポイント

1. 自分で行動障害をコントロールしているのか、意思とは関係なく行うようになってしまっているのか。
2. 行動障害とならざるを得ない精神状態(パニック)なのか、意図をもって行っているのか。
3. 行動障害の意図があるとすれば、それが内に向かっているのか、外の状況や人に向かっているのか。



4. 行動障害の目的があるとするば、内的な感覚の解消なのか、外界へのアピールなのか。

① 内的な感覚の解消だとすれば、発散なのか、打消しや紛らわせるためのものなのか。

② 外界へのアピールだとすれば、意図が明確になっているのか、混沌としているのか。

③ 意図が明確になっているとすれば、援助を求めているのか、理解や意思の伝達を求めているのか、周りの変化を求めているのか。

5. 行動障害の他にストレス解消の手段がないのか、行動障害のもたらす効果を目的として行っていると考えられるのか。

6. 行動障害が、その時の状況と繋がっているものなのか、それ以前の状況と繋がっているものなのか、以後の状況と繋がっていくものなのか。

6-①. その時の状況と繋がっているとすれば、そのこと自体が原因なのか、状況からフラッシュバックされることや習慣化されたことが原因なのか。

6-②. それ以前の状況と繋がっているとすれば、解消されずにため込んでしまったものなのか、フラッシュバックなのか。

6-③. 以後の状況と繋がっているとすれば、情報の質・量のことなのか、不安・不満のことなのか。